

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年 8月 3日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県刈谷市野田新町1-101

氏 名 医療法人豊田会 刈谷豊田東病院

院長 加藤恭三

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0666-62-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、2021年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人豊田会 刈谷豊田東病院
事業場の所在地	愛知県刈谷市野田新町1-101
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	250床
③従業員数	医師15名 看護師108名 その他109名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為により、排出される感染性廃棄物を専用容器に入れ、委託業者により 収集運搬 中間処理により焼却処理し 焼却灰を管理型の最終処分場にて埋め立てを行う。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項									
(管理体制図)									
<table border="1"><tr><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物） 分院長</td><td></td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物以外の特管物） 事務長</td><td></td></tr><tr><td>産業廃棄物作業責任者 設備</td><td></td></tr></table>				特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物） 分院長		特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物以外の特管物） 事務長		産業廃棄物作業責任者 設備	
特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物） 分院長									
特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物以外の特管物） 事務長									
産業廃棄物作業責任者 設備									
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
① 現状	【前年度（2020年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック						
	排 出 量	162 t	42 t						
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物の発生量は、医療行為に伴っての発生であり、発生 の抑制は非常に難しい状況であるが、分別の徹底などで排出抑制 に努めます。特に抑制のための有効対策はありません。								
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック						
	排 出 量	162 t	42 t						
	(今後実施する予定の取組) ・院内に設置している医療材料審議議会を通じて、感染性廃棄物が 増大しない材料の選定や各職場別の感染性廃棄物の排出量の分析 及び増大の著しい職場には、削減の対策を要求して廃棄物の削減に 取り組んでいます。 ・ISO14001活動の中で環境にやさしい物品、医療材料の選定を推進 していきます。								
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・刈谷豊田総合病院のイントラネットを使って、17種類に分別した 各職場の廃棄物の過去3年の排出量を表示して、職場毎で廃棄物 削減の手段の検討・分別の徹底・啓蒙活動を行っています。								

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物分別要領書に基づいた各職場単位で学習を行います。ー
-----	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2019年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	162 t	42 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	162 t	42 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t

	(これまでに実施した取組) ・発生した感染性廃棄物は、委託処理業者にて適正に処理される方法として電炉にて中間処理を行っています。(電炉による中間処理は鉄、スラグが5%、) ・委託先業者の処理状況を年1回現地確認しています。 ・分別の徹底を図り、感染性廃棄物の排出量を低減しています。
--	--

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	162 t	42 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	162 t	42 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状通り継続する予定です。		
	【前年度（ 年度）実績】		
電子情報処理組織の 使用に関する事項		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	t

	(今後実施する予定の取組)
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。